

令和8年度

京都府商工労働観光部の概要

京都府商工労働観光部

I 商工労働観光行政の執行体制

1 商工労働観光部の組織

【知事部局】

<本庁> (〒602-8570) 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

[商工労働観光部]

産業労働総務課	総務係	(075-414-4818)
	経理係	(075-414-4817)
	企画調整係	(075-414-4819)

中小企業総合支援課	金融・経営支援係	(075-414-4826)
	商業支援係	(075-342-0303)

<中小企業応援センター>(〒600-8009)京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78
(京都経済センター4階) (075-366-4357)

<商店街創生センター>(〒600-8009)京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78
(京都経済センター4階) (075-342-0303)

産業振興課	中小企業育成係	(075-414-5103)
	地域産業戦略係	(075-414-4852)
	イノベーション推進係	(075-414-4849)
	スタートアップ支援係	(075-414-4852)

染織・工芸課	染織係	(075-414-4856)
	工芸係	(075-414-4869)
	産地再構築推進係	(075-414-4856)

産業立地課	調整係	(075-414-4848)
	産業立地係	(075-414-4848)

経済交流課	港湾経済係	(075-414-4845)
	海外ビジネス支援係	(075-414-4840)
	京都舞鶴港振興係	(0773-75-1317)

<京都海外ビジネスセンター>(〒600-8009)京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78
(京都経済センター3階) (075-366-4364)

文化学術研究都市推進課	計画推進係	(075-414-5194)
	景観・整備係	(075-414-5196)

労働政策室	労働政策企画係	(075-414-5550)
	リカレント教育推進係	(075-414-5082)
	人材確保推進係	(075-682-8925)

<京都府生涯現役クリエイティブセンター>(〒600-8009)京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78
(京都経済センター3階) (075-741-8600)

<京都企業人材確保センター>(〒601-8047)京都市南区東九条下殿田町70
(京都テルサ内) (075-682-8948)

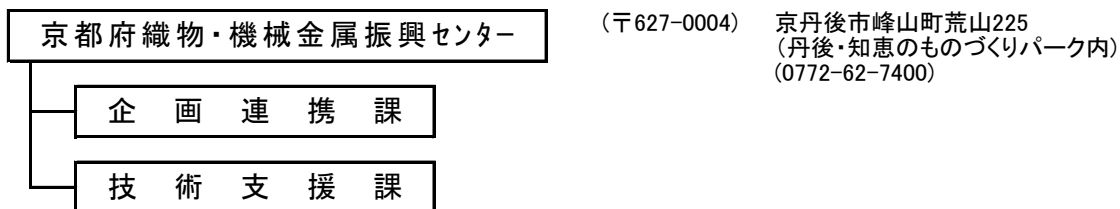
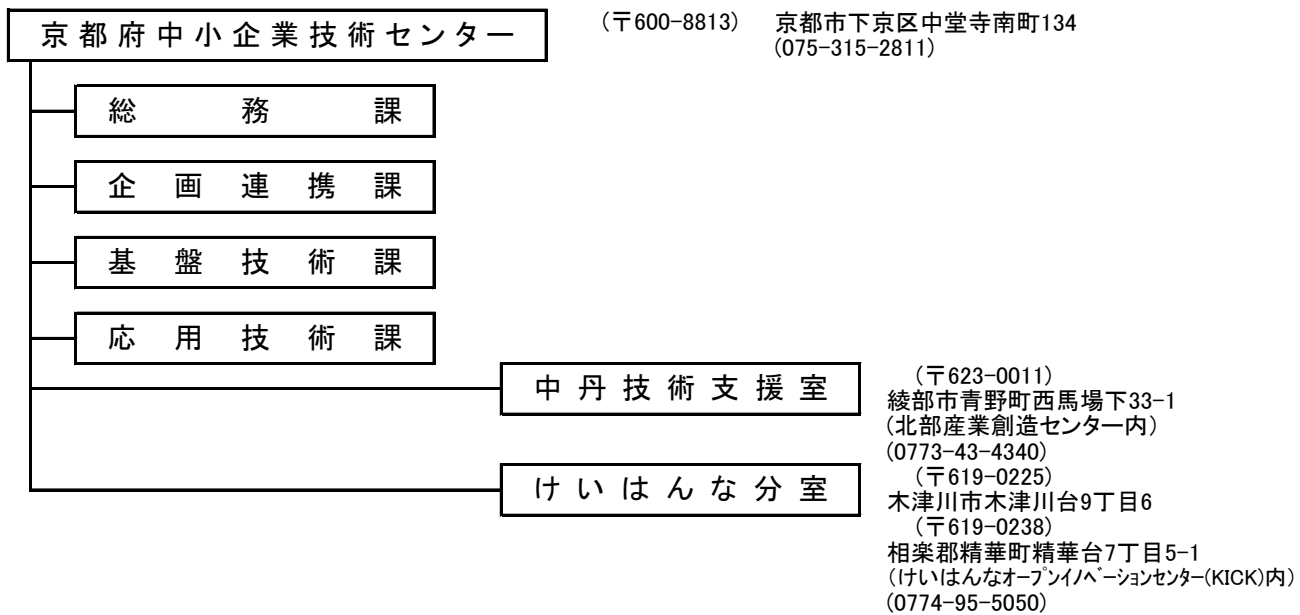
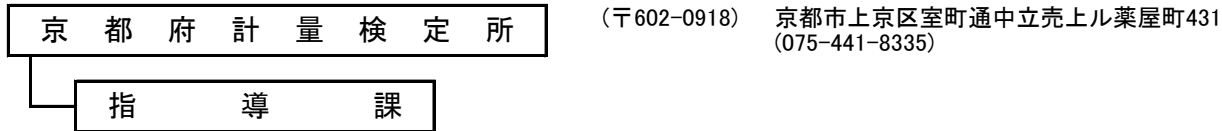
雇用推進課	雇用推進係	(075-692-3232)
	北部ジョブパーク係	(0773-22-3857)
	安定雇用・障害者雇用推進係	(075-682-8918)

<京都ジョブパーク・京都お仕事相談窓口>(〒601-8047)京都市南区東九条下殿田町70(京都テルサ内) (075-682-8915)

<北京都ジョブパーク>(〒620-0045)福知山市駅前町400(市民交流プラザふくちやま内) (0773-22-3815)

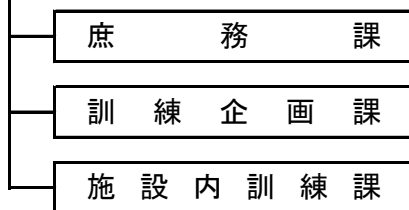


<地域機関>



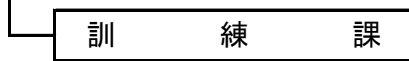
京都府立京都高等技術専門校

(〒612-8416) 京都市伏見区竹田流池町121-3
(075-642-4451)



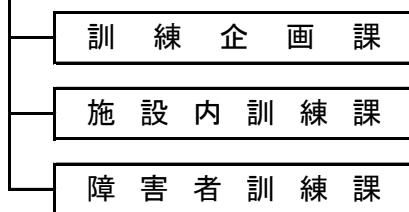
京都府立陶工高等技術専門校

(〒605-0924) 京都市東山区今熊野阿弥陀ヶ峰町17-2
(075-561-2943)



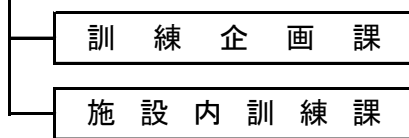
京都府立福知山高等技術専門校

(〒620-0813) 福知山市南平野町90
(0773-27-6212)



京都府立京都障害者高等技術専門校

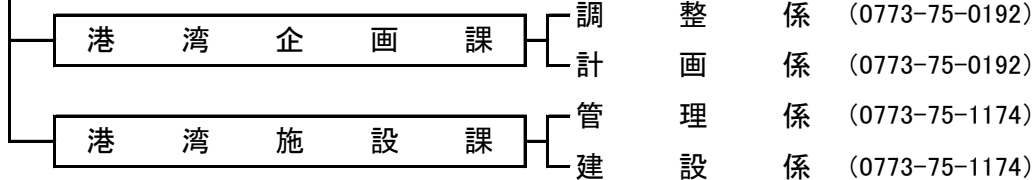
(〒612-8416) 京都市伏見区竹田流池町121-3
(075-642-1510)



[商工労働観光部及び建設交通部の共管組織]

港湾局

(〒624-0945) 舞鶴市字喜多1105-1 舞鶴21ビル7階

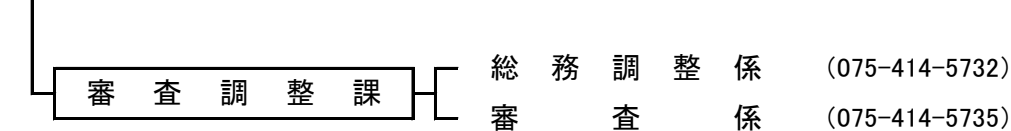


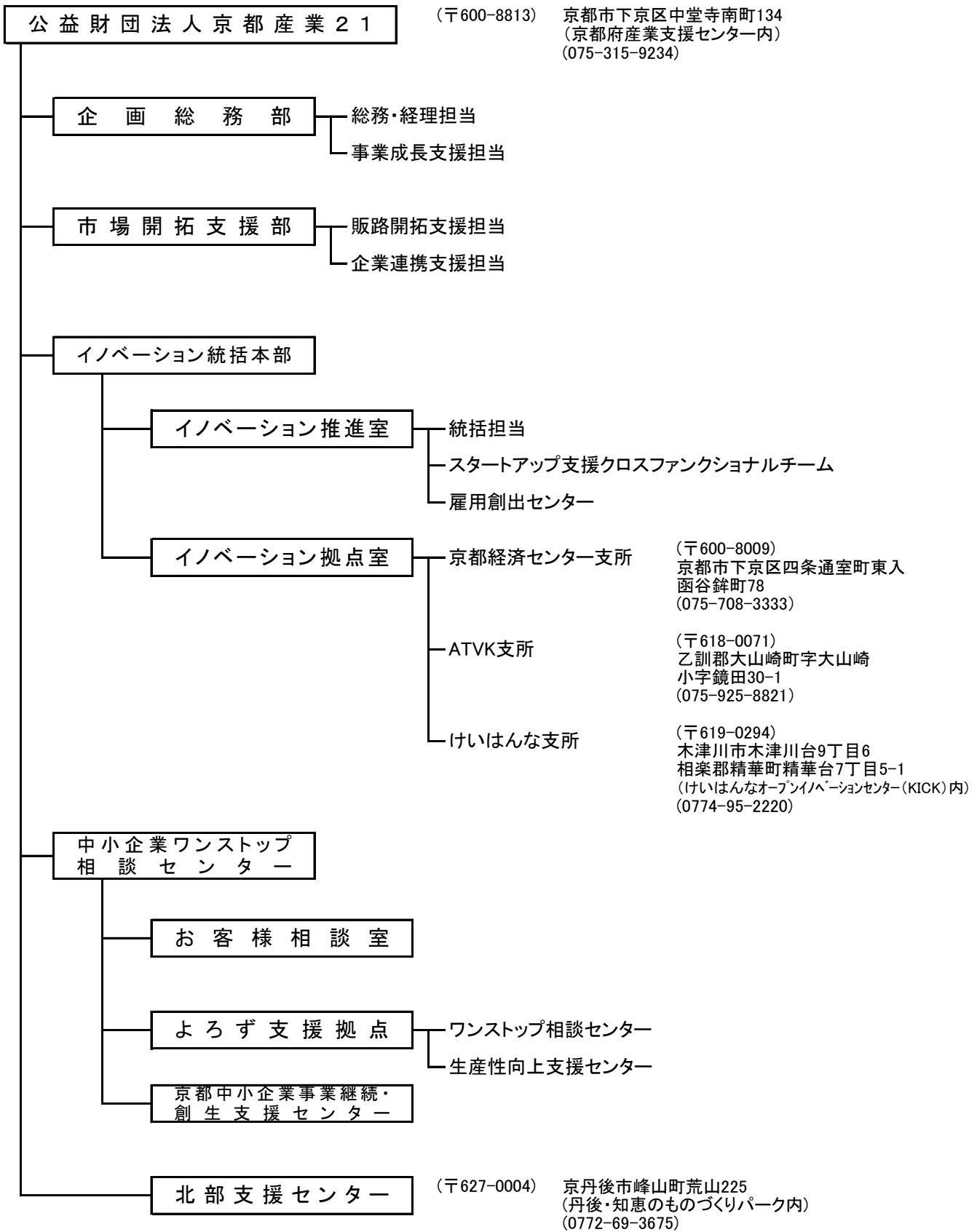
<行政委員会>

労働委員会

(〒602-8054) 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町
104-2 京都府庁西別館内

事務局





2 商工労働観光部の事務分掌

【知事部局】

[商工労働観光部]

《産業労働総務課》

- (1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 産業別振興の企画に関すること。
- (3) 企業の基盤整備に関すること。
- (4) 地域資源の活用に関すること。
- (5) 計量検定所、中小企業技術センター及び織物・機械金属振興センターに関すること。
- (6) 部内の人事及び組織に関すること。
- (7) 部に属する予算の経理に関すること。
- (8) 部の広聴及び広報の総括に関すること。
- (9) 部内他課の主管に属さないこと。

《中小企業総合支援課》

- (1) 商工業の金融に関すること。
- (2) 商工会、商工会議所及び商工会連合会の育成強化に関すること。
- (3) 中小企業団体及び中小企業団体中央会等の育成強化に関すること。
- (4) 貸金業に関すること。
- (5) 商店街等小売商業及びサービス業の振興及び指導に関すること。
- (6) 大規模小売店舗及び商業に関すること。

《産業振興課》

- (1) ものづくり産業（染織・工芸課の主管に属するものを除く。）の振興及び支援に関すること。
- (2) 中小企業の経営の安定及び成長支援に関すること。
- (3) 創業、ベンチャー及びスタートアップの支援に関すること。
- (4) IT、試作、環境、健康及び映画・映像に関する産業その他の新産業の振興及び支援に関すること。
- (5) 産学公連携による産業及び人材の育成の推進に関すること。
- (6) 北中部地域の産業振興に関すること。
- (7) 南部地域及び関西文化学術研究都市の産業振興に関すること。
- (8) 国家戦略特別区域等における施策の推進に関すること。

《染織・工芸課》

- (1) 染織業の振興及び支援に関すること。
- (2) 工芸の振興及び支援に関すること。
- (3) 生活文化関連産業の振興及び支援に関すること。

《産業立地課》

- (1) 産業立地の促進に関すること。
- (2) 砂利採取業、採石業及び鉱業に関すること。
- (3) 府営工業団地等に関すること。

《経済交流課》

- (1) 貿易の振興及び支援に関すること。
- (2) 外国企業との経済交流の振興及び支援に関すること。

- (3) 外国企業誘致の促進に関する事。
- (4) 港湾を活用した物流及び旅客に関する事。
- (5) その他貿易に関する事。

《文化学術研究都市推進課》

- (1) 文化学術研究都市建設計画の総合調整に関する事。
- (2) 文化学術研究都市の土地利用計画に係る調整に関する事。
- (3) けいはんなオープンイノベーション拠点の利活用に関する事。
- (4) 文化学術研究都市における関連公共施設の整備（他課の主管に属するものを除く。）に係る調整に関する事。
- (5) その他文化学術研究都市の整備等（他課の主管に属するものを除く。）に関する事。

《労働政策室》

- (1) 労働政策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 多様な働き方の推進に関する事。
- (3) 労働組合に関する事。
- (4) 労働委員会に関する事。
- (5) 労働相談、労働者の福祉及び労働教育に関する事。
- (6) その他労働に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。

《雇用推進課》

- (1) 雇用施策及び就業支援施策の推進に関する事。
- (2) 中小企業労働対策に関する事。
- (3) 高齢者及び障害者の雇用に関する事。
- (4) その他雇用に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。

《人材育成課》

- (1) 人材育成政策の企画、調整及び推進に関する事。
- (2) 職業能力開発及び職業訓練に関する事。
- (3) 技能検定に関する事。
- (4) 職業訓練指導員の免許に関する事。
- (5) 高等技術専門校に関する事。

《観光室》

- (1) 観光施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 宿泊施設等の観光客の受入環境の整備に関する事。
- (3) 旅行業に関する事。
- (4) 観光統計に関する事。
- (5) 府内各地域の観光振興に関する事。
- (6) 広域観光及び MICE の振興に関する事。
- (7) その他観光に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。

[商工労働観光部及び建設交通部の共管組織]

《港湾企画課（港湾局）》

- (1) 港湾施策の企画、総合調整及び推進に関する事。
- (2) 運河及び公有水面埋立てに関する事。
- (3) 港湾統計調査員に関する事。

《港湾施設課（港湾局）》

- (1) 港湾の長寿命化の推進及び規制に関すること。
- (2) 港湾関係労務者の厚生福利に関すること。
- (3) 港湾に関する調査研究に関すること。

【地域機関】

《京都府計量検定所》

- (1) 特定計量器の定期検査に関すること。
- (2) 指定定期検査機関に関すること。
- (3) 特定計量器等の製造、修理及び販売等の届出に関すること。
- (4) 特定計量器の検定及び装置検査に関すること。
- (5) 指定製造事業者に関すること。
- (6) 基準器検査に関すること。
- (7) 計量証明の事業に関すること。
- (8) 計量証明検査及び指定計量証明検査機関に関すること。
- (9) 適正計量管理事業所に関すること。
- (10) 特定計量器及び商品量目の指導並びに立入検査に関すること。
- (11) 計量の普及推進に関すること。
- (12) その他適正な計量の実施の確保に関すること。

《京都府中小企業技術センター》

- (1) 産業技術支援の総括に関すること。
- (2) 産業技術の調査、分析及び情報提供に関すること。
- (3) 産学公連携推進に関すること。
- (4) 産業デザインの相談及び支援に関すること。
- (5) 設計計測、材料評価、化学分析、電気通信、食品バイオ、表面構造等に関すること。
- (6) 関西文化学術研究都市立地研究機関との共同研究及び技術移転に関すること。
- (7) その他産業の振興発展に関すること。

《京都府織物・機械金属振興センター》

- (1) 染織業、機械金属業等に関する技術の調査、試験、研究、分析、測定及び検査に関すること。
- (2) 意匠の改善及び試作に関すること。
- (3) 染織業、機械金属業等の技術相談、支援及び普及に関すること。
- (4) 染織業、機械金属業等の管理者及び技術者の研修に関すること。
- (5) その他染織業、機械金属業等の振興発展に関すること。

《京都府立高等技術専門校》

- (1) 普通職業訓練に関すること。
- (2) 公共職業能力開発施設以外のものを行う職業訓練の援助に関すること。
- (3) その他職業能力開発に係る必要な業務に関すること。

【行政委員会】

≪労働委員会事務局≫

- (1) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。
- (2) 個別労働関係紛争のあっせんに関すること。
- (3) 労働争議の実情調査に関すること。
- (4) 公益事業に関する争議行為の予告通知に関すること。
- (5) 不当労働行為に関する調査、審問、決定及び命令に関すること。
- (6) 不当労働行為に関する再調査及び訴訟に関すること。
- (7) 労働組合の資格審査に関すること。

II 令和8年度京都府予算（令和7年度2月補正予算を含む）の概要

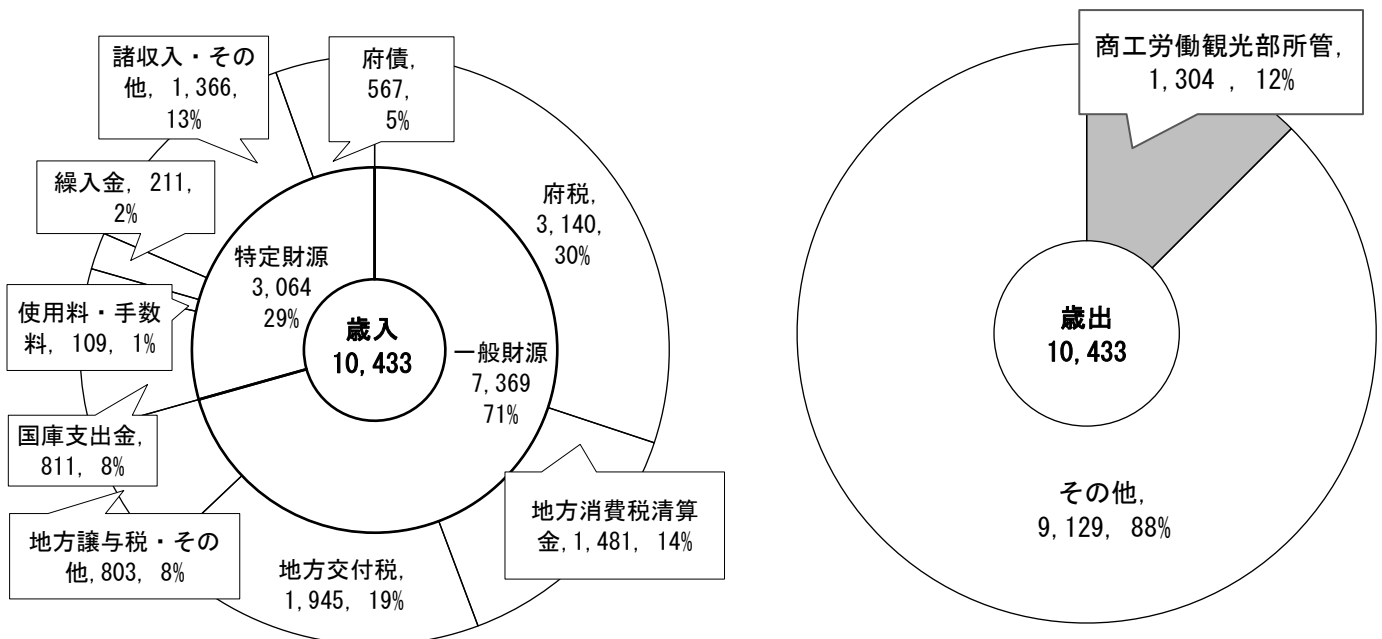
令和8年度当初予算においては、目下の最重要課題である、物価高騰等の影響を受ける府民生活や事業活動への対策のほか、府民の命と健康を守る医療・福祉、防災・減災などの安心・安全対策や、新年度に合わせた子育て・教育分野への対応など、年度当初から取り組むことが必要な事業を骨格的予算として編成した。

- 府民生活や事業活動を守る物価高騰対策
 - ・ 府民生活を守り向上させるための取組
 - ・ 事業活動を守り発展させるための取組
- 府民の安心・安全対策
 - ・ 安心できる健康・医療・福祉の充実
 - ・ 災害発生時における対応強化
- 子育て・教育環境の充実
 - ・ 子育て環境の充実
 - ・ 教育環境の充実
- 人・物・情報・日々の生活の基盤づくり
- その他の施策

【令和8年度京都府及び商工労働観光部予算の概要】

区分		令和8年度予算 (当初予算)	令和7年度 2月補正予算	令和7年度予算 (当初予算)
京都府	一般会計	1兆432億6,000万円	148億4,700万円	1兆298億8,100万円
	特別会計	5,485億4,600万円	—	5,332億5,600万円
	公営企業会計	362億6,000万円	—	419億2,400万円
うち 商工労働観光部	一般会計	1,303億6,002万円	21億8,400万円	1,637億964万円
	特別会計	4億7,024万円	—	2億4,496万円

【令和8年度京都府一般会計の内訳】（単位：億円）



Ⅲ 令和8年度の商工労働観光部 重点施策概要

○府民生活や事業活動を守る物価高騰対策

(1) 事業活動を守り発展させるための取組

◆金融・経営一体型支援体制強化事業費〈継続〉540,000千円

【趣旨】

金融機関、経営支援団体が一体となって構築した府内地域毎の支援体制を強化し、中小企業等の事業継続を支援する。

【主な事業内容】

(1) 金融・経営一体型支援ネットワーク

厳しい経営環境にある中小企業の経営改革に向け、金融と経営が一体となった伴走支援を実施するため、金融機関と経営支援機関の橋渡しを行う特別経営指導員の配置に加え、高度化する経営課題に対応する経営支援コーディネーターの配置等により、経営相談体制を強化

(2) 中小企業持続経営支援補助金

金融と経営の一体型支援を推進する中小企業応援隊の支援ツールとして、中小企業の経営安定と成長をサポートする「ステップアップ枠」とビジネスモデル転換等を支援する「チャレンジ枠」、他企業のモデルとなる横展開可能な先駆的取組を支援する「特別経営支援枠」により、個々の企業の状況に応じたきめ細かい支援を実施

区 分	ステップアップ枠		チャレンジ枠		特別経営支援枠
対 象 者	小規模 企業者等	中小 企業者	小規模 企業者等	中小 企業者	中小企業者等
補 助 率	2 / 3	1 / 2	2 / 3	1 / 2	2 / 3
補助上限	20万円	30万円	60万円	80万円	100万円

◆中小企業金融支援費〈一部新規〉117,060,000千円

【趣旨】

厳しい経営環境にある中小企業者等を資金面で支援するため、京都府及び京都市が金融機関と連携しながら、長期・固定金利による中小企業融資制度を通じて、中小企業者等の経営の安定・強化を図る。

【主な事業内容】

(1) 中小企業者等の経営の安定・強化のための金融支援

〈府・京都市協調〉

中小企業融資制度を実施するために必要な資金を府内金融機関に預託し、中小企業者への円滑な金融支援を実施

融 資 名	あんしん借換資金	あんしん借換資金 (セーフティネット枠)
利 率	年1.8%	新規：年1.2% 借換：年1.8%
限 度 額	有担保2億円 無担保8千万円	有担保2億円 無担保8千万円
融資期間	10年以内 (据置2年以内)	10年以内 (据置2年以内)

(2) 「あんしん借換資金」の信用保証料の負担軽減

「金融・経営一体型支援体制強化事業」による支援を受け、「あんしん借換資金」を利用する場合の中小企業者の信用保証料負担を軽減

◆生産性向上・人手不足対策事業費〈継続〉800,000千円

【趣旨】

中小企業や社会福祉施設、保育所・幼稚園等の環境改善を図るため、業種・業界の垣根を越えて3S・5Sをはじめとした持続的な生産性向上に資する取組を学び・実践する仕組みを構築し、ソフトとハードを組み合わせた一体的な支援を実施する。

【主な事業内容】

(1) 生産性向上に向けた勉強会等の取組への支援

対 象	<ul style="list-style-type: none">・中小企業が属する各種組合、企業グループ・社会福祉関係団体等
支援内容	<ul style="list-style-type: none">・生産性向上に資する取組の好事例やノウハウを取り込むための勉強会・ワークショップ等の実施に要する経費・社会福祉施設等の生産性向上の取組を総合的に支援する相談窓口の運営

(2) 生産性向上に資する設備導入等への支援

対 象	<ul style="list-style-type: none">(1) の生産性向上に向けた勉強会等に参加した・組合、グループ、これらに属する中小企業・高齢、障害者施設等（京都市内を除く）・保育所、幼稚園等
支援内容	生産性向上に資する設備導入や人材育成等に要する経費
補助率	3/4（補助上限：2,000千円）

◆伝統産業事業継続支援事業費〈継続〉190,000千円

【趣旨】

原材料及びエネルギー価格高騰等の影響により厳しい経営状況にある伝統産業の産地組合及び事業者等に対し、生産工程の集約化・内製化等のために行う生産設備の導入や和装需要喚起のための取組を支援するとともに、エネルギー価格の負担軽減を実施する。

【主な事業内容】

(1) 生産工程の集約化・内製化等の支援

対象者	京もの指定工芸品の産地組合及び伝統産業事業者
対象経費	①生産工程の集約化・内製化等のために行う生産設備の新增設・改修に係る経費 ②存続危惧工程(※)に係る生産設備の新增設・改修に係る経費 (※)需要減少により存続が危惧される次の工程 ・蒸水洗工程 ・織物精練工程 ・金銀糸製造工程
補助率	2/3以内
補助上限	①5,000千円 ②10,000千円

(2) 和装の需要喚起支援

	製造支援	流通支援
対象者	府内の着物卸売事業者	
対象経費	丹後の白生地を活用した着物の製造	貸衣裳、レンタル着物店等に対する着物や帯の販売
補助率	3/4	1/2
補助上限 (1着あたり)	20千円	200千円

(3) エネルギー価格の負担軽減

対象者	存続危惧工程のうち、電力・ガス・重油等のエネルギーを大量に使用する以下の工程を行う伝統産業の産地組合 ・蒸水洗工程 ・織物精練工程
対象経費	生産・加工工程に要する電力・ガス・重油等の燃料費
支援額	令和3年同月の燃料費から10%以上高騰した月の燃料費のうち、高騰分の全額
補助上限	各月上限3,000千円

◆地域商業活性化・物価高騰対策事業費〈継続〉 220,000千円

【趣旨】

商店街への来街促進や売上回復を図るとともに、物価高騰により影響を受ける府民の生活を支えるため、商店街等が行う消費喚起の取組や安心・安全に買い物ができる環境の整備を支援する。

【主な事業内容】

(1) 地域消費活性化事業

対象事業	プレミアム付き商品券の発行に係る経費 ・商品券のプレミアム分 ・事務費（印刷代、広告料等）
対象者	商店街振興組合、商工会、商工会議所等
補助率	2/3
補助上限	10,000千円

(2) 商店街買い物環境整備事業

対象事業	安心・安全に買い物ができる環境整備に係る経費 ①防犯灯やAED等の設置・改修等 ②防犯カメラの設置・改修等
対象者	商店街振興組合、商工会、商工会議所等
補助率	① 1/3以内 ② 1/2以内
補助上限	2,000千円（下限 200千円）

○その他の施策

(1) 誰もが活躍できる生涯現役・共生の京都

◆京都府生涯現役クリエイティブセンター事業費〈継続〉 177,880千円

【趣旨】

「京都府生涯現役クリエイティブセンター」において、人生100年時代を輝き続けるために、働く人の新しい学びを応援し、生涯働き続けることができる人材を育成する。

【主な事業内容】

(1) クリエイティブセンターの運営

ア 企業・従業員に対する相談・支援

センター利用者に対する学び直しのアドバイスや再就職相談等を実施するとともに、企業の人材育成等に関するアドバイスや受講の斡旋、研修の受入先開拓等を実施

イ 社会人向けリカレント教育の実施

大学等との連携により、京都産業を牽引する人材や地域課題解決の担い手を育成する実践的なりカレント教育を実施するとともに、AI機能を導入したオンライン学習プラットフォームを整備し、自発的な学び直しの機会を提供

ウ マッチング支援

転職・再就職から起業、地域貢献まで、新たな環境での活躍を目指す方に対し、マッチング支援を実施

(2) 産官学労連携によるリカレント教育の推進

ア 京都府リカレント教育推進機構の運営

大学、経済団体、労働者団体、金融機関、教育機関、行政機関等からなる「京都府リカレント教育推進機構」により、オール京都体制で府内のリカレント教育を推進

イ 産官学労連携によるプログラムの実施

企業と大学等を繋ぐ「リカレントコーディネーター」の配置等により、リカレント教育推進機構参画団体が実施するリカレントプログラムを支援

◆障害者雇用促進・活躍応援事業費〈継続〉228,584千円

【趣旨】

障害者の就労と企業の人材確保・定着に向け、地域就労支援機関等との連携により、障害者と京都企業双方の適性に合った就労支援を実施する。

【主な事業内容】

(1) 障害者雇用定着環境整備事業

ア 障害者雇用企業サポートセンター事業

障害者に適した仕事の創出、雇用管理、各種助成制度等に関する提案やアドバイスの実施、「企業内サポーター」の育成等により、障害者の更なる雇用拡大及び職場定着を促進

イ 障害者就業・生活支援センターの運営

府内8箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、就業から生活、定着までを支援

ウ 障害者雇用施設整備事業等事業費補助金

働きやすい職場づくりのため、障害特性に応じた施設整備等に対して支援

エ 就労を希望する障害者と企業の適性に合った就労支援事業

京都ジョブパークが障害者支援を行う地域就労支援機関と京都企業のパイプ役となり、府内全域で適性に合った就労を促進

(2) 障害者就業支援事業

ア 京都ジョブパークはあとふるジョブカフェによる支援

相談から実習、マッチング、定着まで特性に応じてきめ細かく支援

イ 障害のある大学生のオープン就労の促進

障害のある大学生がオープン就労を選択できる環境を整備するため、モデル企業育成塾や個別座談会の実施

ウ 府立高等技術専門校における障害者訓練

障害の種別・特性や企業ニーズに応じた職業訓練を実施

(2) 未来を拓く京都産業

◆アート&テクノロジー・ヴィレッジ推進事業費〈継続〉26,000千円

【趣旨】

令和5年にオープンした「アート&テクノロジー・ヴィレッジ京都（ATVK）」における、アートとテクノロジーを融合させた新たな産業の創造を目指す国内外の産学公との交流やオープンイノベーションを促進するとともに、次世代を担う人材育成を推進する。

【主な事業内容】

- (1) グローバル拠点化の推進による海外の企業・大学と ATVK 参画企業を含む国内の産学公との交流を促進
- (2) ATVK 参画企業のイノベーション創出支援及び多様な主体との連携によるオープンイノベーションを促進
- (3) ATVK を起点とした、アートとテクノロジーの融合による新事業のモデル事例創出に向け、実証事業等を実施
 - ・子ども向け製品等の実証・体験イベント「子ども探究博」の開催
 - ・国際スタートアップ・カンファレンス「IVS」等と連動したビジネスマッチング企画の実施

◆ZET-valley 推進事業費〈一部新規〉17,000千円

【趣旨】

国内外のスタートアップ企業や脱炭素関連企業の集積を図るため、大企業・自治体・住民とスタートアップ企業等が共創し、ゼロカーボンまちづくりを実現する「ZET-valley」の形成を推進する。

【主な事業内容】

- (1) 国際カンファレンス「ZET-summit」の開催

国内外の脱炭素関連スタートアップ企業と大企業等との交流や、産学公の関係者が一堂に会して京都のまちづくり・地域産業への技術導入に向けた提案・検討等を行う場として「ZET-summit」を開催
- (2) 連続講座「ZET-campus」の開催

地域住民や地元企業、若年層など多様な主体が集まり、最新の脱炭素テクノロジーを学び、実際に体験する「ZET-campus」を開催し、日常生活への脱炭素技術の普及を促進
- (3) 「ZET-BASE KYOTO」を活用したイベントの開催等

インキュベーション施設「ZET-BASE KYOTO」を運営し、「ZET-valley」の効果的な発信やスタートアップ交流イベント等を実施

◆太秦メディアパーク共創拡大事業費〈継続〉11,000千円

【趣旨】

アニメ・ゲームなどのコンテンツを生み出し続けてきた京都・太秦に、コンテンツ関連企業に加えて、メタバース、WEB3.0などのDX・ICT関連企業の集積を図り、教育・ものづくり・医療・観光など様々な分野において世界をリードする次世代産業を創造する国際的なオープンイノベーション拠点を形成する。

【主な事業内容】

(1) 京都市との連携プロジェクトの推進

「京まふ」×「Bit Summit」等の府市共同プロモーションや、「京まふ」来場者向けのBtoBサイドイベントを実施

(2) 「太秦 NINJA PITCH」の開催

「映画・ゲーム・マンガ・アニメ×スタートアップ」の異分野融合を題材にしたスタートアップピッチ会を開催

(3) 時代劇の無形文化財登録に向けた活動の推進

無形文化財登録に向けた専門調査を実施し、時代劇制作に係る技術の継承計画を策定

(4) 大学との共創プロジェクトの推進

コンテンツ関連企業と大学との融合プロジェクトの創出

◆伝統産業産地振興拠点創出事業費〈継続〉78,000千円

【趣旨】

海外展開等の新規マーケット開拓や新商品開発等を総合的に支援することで、世界から注目されるテキスタイル産地の形成や新事業の創出を促進する。

【主な事業内容】

(1) 海外企業との継続的なビジネス展開に向けた支援

これまでに構築した海外パートナー企業との関係を活かして、自立したビジネスへと発展させるための支援を実施

(2) 海外マーケットへの展開支援

工芸にアート、デザインの要素も盛り込んで新たな展開を図る「KYOTO KOUGEI WEEK」実行委員会において、上海「KYOTO HOUSE」等での新たなビジネス展開や商談会を開催

(3) 「Kyo-Densan-Biz」を核とした総合支援

伝統産業ビジネス支援拠点「Kyo-Densan-Biz」のコーディネーターが、京都の伝統産業事業者の成長・発展を総合的にサポート

(4) 新事業展開のための新商品開発等に対する助成

異業種の事業者と連携した新商品開発や販路開拓等に要する経費を支援

◆グローバル・スタートアップ・エコシステム構築事業費〈一部新規〉 88,000千円

【趣旨】

オープンイノベーションの基盤となる外国人起業家等が集積するダイバーシティの推進と世界レベルの海外展開の環境整備に加え、ディープテック領域の起業を促進するインキュベーション機能と新技術の社会実装環境の強化により、グローバル・スタートアップ・エコシステムの構築を加速する。

【主な事業内容】

(1) ディープテック領域に特化したエコシステムの機能強化

海外インキュベーターの誘致や新技術の社会実装を加速させるための検討会議の開催

(2) グローバル・スタートアップイベント開催事業

ア 国内最大規模の国際スタートアップ・カンファレンス「IVS」を開催

イ 国際カンファレンス等でのトッププロモーションを実施

(3) 大型資金獲得等支援事業

欧州最大のオープンイノベーションイベント等への出展により、スタートアップの大型資金調達や海外展開を促進

(4) 外国人起業家の誘致促進

外国人起業家の生活・ビジネスを支援するクロスボーダーコンシェルジュの設置

◆京都次世代半導体産業推進事業費〈継続〉 15,000千円

【趣旨】

府市連携で半導体産業を振興するため、産学公連携により、国内外からの企業・人材の集積など、半導体エコシステムの構築に向けた取組を推進する。

【主な事業内容】

(1) 半導体産業の成長支援

最先端技術や研究、ビジネス情報等の交換の場「サロン」や研究会を通じた産学公の連携プロジェクトの推進

(2) 京都企業のビジネス機会拡大、国内外へのプレゼンス強化

半導体関連のフォーラムや展示会において、ビジネスマッチングの機会創出を図るとともに、京都の半導体関連企業の強みを国内外に発信

◆宇宙市場開拓・連携拡大事業費〈一部新規〉2,000千円

【趣旨】

産学公連携により、丹後地域の機械金属業の技術力・対応力が活かせる宇宙関連産業への参入を促進する。

【事業内容】

(1) 宇宙関連事業の受注獲得に向けた伴走支援

丹後地域の機械金属企業による宇宙関連事業の受注獲得に向け、宇宙特有の技術や市場ニーズに精通した専門家による伴走支援を実施

(2) 宇宙産業参入に向けたパートナーシップの拡大

宇宙関連産業の参入を目指す丹後地域の機械金属企業と宇宙関連の研究者・企業・団体等とのパートナーシップを拡大し、宇宙産業参入に向けた協力体制を強化

IV 商工労働観光行政施策（主要事項）

令和8年度当初予算（令和7年度2月補正予算を含む）

■ 商工業関係

- 1. 中小企業金融支援費【一部新規】117,060,000千円（再掲）**
厳しい経営環境にある中小企業者等を資金面で支援するため、京都府及び京都市が金融機関と連携しながら、長期・固定金利による中小企業融資制度を通じて、中小企業者等の経営の安定・強化を図る。
- 2. 新しい商店街づくり総合支援事業費【一部新規】36,046千円**
商店街の多機能化、多様な人材の集積及びネットワークの拡大を進めることで、商店街が地域コミュニティの核となり、地域と一体的に発展していくことを支援する。
- 3. 金融・経営一体型支援体制強化事業費【継続】540,000千円（再掲）**
金融機関、経営支援団体が一体となって構築した府内地域毎の支援体制を強化し、中小企業等の事業継続を支援する。
- 4. 中小企業事業継続・承継支援強化事業費【継続】99,450千円**
業界・サプライチェーンを支える企業の後継者不足、人材確保難による休廃業や業績悪化企業の増加に対応するため、事業承継に対する意識醸成からマッチングまでの全段階での伴走支援、副業・兼業人材のマッチングなど事業継続に向けた支援を実施する。
- 5. 地域商業活性化・物価高騰対策事業費【継続】220,000千円（再掲）**
商店街への来街促進や売上回復を図るとともに、物価高騰により影響を受ける府民の生活を支えるため、商店街等が行う消費喚起の取組や安心・安全に買い物ができる環境の整備を支援する。
- 6. 生産性向上・人手不足対策事業費【継続】800,000千円（再掲）**
中小企業や社会福祉施設、保育所・幼稚園等の環境改善を図るため、業種・業界の垣根を越えて3S・5Sをはじめとした持続的な生産性向上に資する取組を学び・実践する仕組みを構築し、ソフトとハードを組み合わせた一体的な支援を実施する。
- 7. アート&テクノロジー・ヴィレッジ推進事業費【継続】26,000千円（再掲）**
令和5年にオープンした「アート&テクノロジー・ヴィレッジ京都（ATVK）」における、アートとテクノロジーを融合させた新たな産業の創造を目指す国内外の産学公との交流やオープンイノベーションを促進するとともに、次世代を担う人材育成を推進する。
- 8. ZET-valley推進事業費【一部新規】17,000千円（再掲）**
国内外のスタートアップ企業や脱炭素関連企業の集積を図るため、大企業・自治体・住民とスタートアップ企業等が共創し、ゼロカーボンまちづくりを実現する「ZET-valley」の形成を推進する。
- 9. 太秦メディアパーク共創拡大事業費【継続】11,000千円（再掲）**
アニメ・ゲームなどのコンテンツを生み出し続けてきた京都・太秦に、コンテンツ関連企業に加えて、メタバース、WEB3.0などのDX・ICT関連企業の集積を図り、教育・ものづくり・医療・観光など様々な分野において世界をリードする次世代産業を創造する国際的なオープンイノベーション拠点を形成する。
- 10. 「産学公の森」推進事業費【継続】408,203千円**
人口減少、脱炭素、働き方改革をはじめとする様々な社会課題の解決に寄与する新たなビジネス創出を図るため、多様なプレイヤーのコラボレーションを支援し、新たな成長産業を創生する。

11. **京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業費【一部新規】300,000千円**
府内中小企業が直面する担い手不足や社会経済状況の著しい変化等の課題に対応するため、自社の経営資源を活かした高付加価値化による経営基盤の強化に向けた取組を、調査分析から体制構築、実践まで一貫支援を行う。
12. **起業するなら京都・プロジェクト推進事業費【継続】100,899千円**
スタートアップ創出から成長発展までステージに応じた支援を、国や京阪神で連携しながらオール京都で体系的に実施し、世界に伍するスタートアップの輩出を目指す。
13. **グローバル・スタートアップ・エコシステム構築事業費【一部新規】88,000千円（再掲）**
オープンイノベーションの基盤となる外国人起業家等が集積するダイバーシティの推進と世界レベルの海外展開の環境整備に加え、ディープテック領域の起業を促進するインキュベーション機能と新技術の社会実装環境の強化により、グローバル・スタートアップ・エコシステムの構築を加速する。
14. **京都次世代半導体産業推進事業費【継続】15,000千円（再掲）**
府市連携で半導体産業を振興するため、産学公連携により、国内外からの企業・人材の集積など、半導体エコシステムの構築に向けた取組を推進する。
15. **宇宙市場開拓・連携拡大事業費【一部新規】2,000千円（再掲）**
産学公連携により、丹後地域の機械金属業の技術力・対応力が活かせる宇宙関連産業への参入を促進する。
16. **伝統産業産地振興拠点創出事業費【継続】78,000千円（再掲）**
海外展開等の新規マーケット開拓や新商品開発等を総合的に支援することで、世界から注目されるテキスタイル産地の形成や新事業の創出を促進する。
17. **伝統産業産地再構築事業費【継続】22,195千円**
長年の課題であった産地の構造改革を推進するため、令和3年度に設置した「シルクテキスタイル・グローバル推進コンソーシアム」を核として、西陣織・京友禅・丹後織物の3産地が連携し、新たなマーケット開拓と、産地を支える生産体制の再構築を図る。
18. **伝統産業事業継続支援事業費【継続】190,000千円（再掲）**
原材料及びエネルギー価格高騰等の影響により厳しい経営状況にある伝統産業の産地組合及び事業者等に対し、生産工程の集約化・内製化等のために行う生産設備の導入や和装需要喚起のための取組を支援するとともに、エネルギー価格の負担軽減を実施する。
19. **京都産業立地促進事業費【継続】1,410,895千円**
「京都府企業立地促進条例（略称）」及び「京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例」に基づき、税の特例措置や「雇用のための企業立地促進融資制度」による低利融資制度と併せて、本補助制度を効果的に活用することにより、企業等の誘致を促進し、雇用の安定・創出と地域の特性を生かした産業の集積を図る。
20. **京都舞鶴港日本海側拠点機能推進費【継続】1,292,943千円**
京都舞鶴港において、国際コンテナ航路拡充やそれに伴う舞鶴国際ふ頭の拡張、外航クルーズ船誘致等、ソフト・ハード一体となった事業を推進する。
21. **「Kyoto Japan」海外戦略プロジェクト費【継続】46,030千円**
ジェトロ海外事務所や京都倶楽部等による海外ネットワークを確立し、京都海外ビジネスセンターを拠点に、海外販路開拓や外資誘致などを戦略的に推進する。

■ 雇用対策・人材育成関係

22. 就労・奨学金返済一体型支援事業費【継続】48,000千円

中小企業等の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員の奨学金返済支援を行う中小企業等を支援する。

23. 学生就職・定着応援事業費【継続】89,670千円

就職支援協定締結大学と連携し、学生生活の早い時期から「働くこと」や「京都企業」への理解を促進するため、子育てにやさしい職場づくり実践企業での職場体験やリクルートフェアの開催等により、学生の京都企業への就職と職場定着を支援する。

24. 中小企業人材確保・多様な働き方推進事業費【一部新規】110,790千円

人手不足が深刻化する中、府内中小企業の人材確保支援として、企業訪問を通じた企業ニーズの把握やマッチング機会の提供に加え、採用力の向上に繋げることを目的としたセミナー等を実施する。

25. 京都府生涯現役クリエイティブセンター事業費【継続】177,880千円（再掲）

「京都府生涯現役クリエイティブセンター」において、人生100年時代を輝き続けるために、働く人の新しい学びを応援し、生涯働き続けることができる人材を育成する。

26. 非正規雇用者安定就業促進事業費【継続】71,184千円

就職氷河期世代や若年層の非正規雇用者等の安定就業を促進するため、企業ニーズの高い業界への就業・専門スキル習得を支援する就業・育成一貫支援プログラムを実施するとともに、労働分野全体の相談窓口である「京都お仕事相談窓口」において、求職者の状況に応じた最適な支援を案内する。

27. 障害者雇用促進・活躍応援事業費【継続】228,584千円（再掲）

障害者の就労と企業の人材確保・定着に向け、地域就労支援機関等との連携により、障害者と京都企業双方の適性に合った就労支援を実施する。

28. 京都ジョブパーク推進費【継続】176,831千円

京都ジョブパーク及び北京都ジョブパークにおいて、若年者をはじめ、就職氷河期世代の方、中高年齢者や女性、障害者等を対象に、ハローワークと一体となって、相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供する。

29. 就職氷河期世代雇用支援総合対策事業費【継続】135,763千円

就職氷河期世代の方が希望に応じた就業ができるよう、きめ細やかな就業支援を実施する。

30. 京都産業創造リカレッジプロジェクト事業費【継続】250,000千円

労働集約型産業から知的創造型産業への構造転換を進めるため、「大学の知」を活用した新たな雇用・労働政策を展開することで、企業の自律的な成長と質の高い安定的な雇用を創出する。

■ 観光関係

31. 京都・かぐや姫観光推進事業費【継続】19,701千円

世界的観光都市・京都市に近接し、多くの歴史・文化遺産、自然等の資源を有する乙訓エリアを「竹の里・乙訓」をテーマに、「京都・かぐや姫観光」を推進する。

32. インバウンド対策事業費【継続】61,801千円

インバウンドの効果を府域全体に行き渡らせるため、情報発信をはじめとするプロモーションを実施する。

33. 「食の京都」推進事業費【継続】28,000千円

府域共通の観光資源でもある「食」を目的とした観光誘客を促進するため、「食の京都」をキーワードに地域のいちおし食材等を活用した地域の魅力向上・消費地での認知度向上を図る。

34. 文化観光推進事業費【継続】4,800千円

文化庁移転を契機に、これまで取り組んできた文化財を活用した観光誘客をさらに発展させ、京都ならではの本物の文化を体験できる文化観光を推進する。

35. ミニMICE等誘致促進事業費【継続】5,000千円

学会等大規模なものだけでなく、会議や招聘旅行等の多様なMICE（ミニMICE）を京都府域へ誘致する。

36. 京都府観光連盟DMO推進事業費【継続】104,865千円

都道府県DMOとして、多様な関係者と協働し、京都の観光地域づくりを広域的な視点から推進する公益社団法人京都府観光連盟におけるデータ収集・分析による効果的なプロモーションや、京都観光を支える受入基盤強化の取組を推進する。

V 参考

1 商工労働観光部所管の主な条例

(1) 京都府中小企業応援条例の概要

第1章 総則（第1条～第3条）
■ 目的（第1条） 中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の経営の安定等に関する施策を総合的に実施し、中小企業の振興を図る。
■ 中小企業の振興のための基本方針（第2条） 中小企業の振興を図るため、次に掲げる施策を総合的に実施 ① 中小企業の経営の安定、再生及び承継に関する施策 ② 中小企業の成長発展の促進に関する施策 ③ 中小企業の知的財産等の創造、保護及び活用に関する施策 ④ 中小企業を支える人材の育成・技術の継承等に関する施策
■ 中小企業の状況に応じた総合的な支援（第3条） 関係機関と連携し、中小企業が行う多様な取組に対して総合的な支援
第2章 中小企業の経営の安定、再生及び承継（第4条～第6条）
○ 融資をはじめとする経営基盤の強化等に関する支援（第4条） ○ 商工会等と連携した経営相談等の実施（第5条） ○ 経営の安定等のための取組に対する補助金の交付（第6条）
第3章 中小企業の成長発展の促進
第1節 研究開発等事業計画の認定及び支援（第7条～第12条）
○ 中小企業者が作成する研究開発等事業計画の認定等
<ul style="list-style-type: none">◇ 対象者：中小企業等経営強化法に規定する中小企業者又は有限責任事業組合◇ 研究開発等事業：新たな技術の研究開発等に関する事業（具体的内容は規則で規定）◇ 計画に掲げる事項：事業の目標、内容、実施期間、必要な資金の額及びその調達方法等◇ 認定の基準：新規性、実現性等を考慮し規則で規定
○ 認定研究開発等事業の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の不均一課税（10分の9軽減） ○ 不均一課税適用にあたっての取扱い（軽減額の上限、他条例との重複禁止等） ○ 円滑な計画実施のための補助金、融資等の実施
第2節 創業等の促進のための事業環境の整備等（第13条）
○ 研究開発・実証等に必要施設の提供、販路開拓支援、起業教育の推進等の実施
第4章 中小企業における知的財産等の活用等の促進（第14条・第15条）
○ 知財の活用等促進、知財を活用した融資等の実施 ○ 知恵の経営の支援
第5章 中小企業を支える人材の育成等（第16条・第17条）
○ 人材の育成・確保、技術継承等のための支援の実施 ○ 表彰
第6章 雑則（第18条～第19条）
○ 財政上の措置 ○ 規則委任
附 則
○ 平成19年4月1日施行 ○ 第7条から第12条まで及び第15条の規定は、令和9年3月31日限りで失効 ○ 規定失効後の不均一課税の経過措置

(2) 京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例の概要

前文

日本の伝統と文化を支え、世界に誇る府民の貴重な財産である伝統と文化のものづくり産業が、伝統的な技術等の保存や継承をしながら、伝統を生かした生活文化を創造する産業として発展することが期待されていることから、府、事業者及び府民が力を合わせて伝統と文化のものづくり産業の振興を図るための基本理念を定めるとともに、その取組を総合的かつ計画的に推進するため、関係市町村との連携を図りつつ、特に伝統と文化のものづくり産業の多くが集積する京都市と協調して、条例を制定する。

第1章 総則（第1条～第5条）

■ 定義

「伝統と文化のものづくり産業」とは、京都の伝統と文化にはぐくまれ、伝統的に使用されてきた素材、技術又は意匠を用いて伝統と文化を支えるものを作り出す産業

■ 基本理念

府、伝統と文化のものづくり産業にかかわる事業者及び府民が、それぞれの役割を果たしながら、次に掲げる取組を一体となって推進

- (1) ひとつづくり 伝統的な技術を継承。次代を担う人材育成
- (2) ものづくり 時代に適合したものづくり
- (3) 環境づくり 伝統を生かした生活文化の創造。需要基盤の拡大

■ 責務等

【 府 】

- 伝統と文化のものづくり産業振興施策の総合的な推進
- 産業の特性及び技術者の重要性を配慮
- 工芸品等の活用

【事業者】

- 技術、人材等生産基盤の保持
- 伝統素材、技術、意匠を生かした新たなものづくり
- 伝統を生かした生活文化の提案、普及。需要基盤の形成
- 消費者への情報提供

【府 民】

- 伝統と文化のものづくり産業に対する理解促進
- 工芸品などの日常生活への取り入れ

第2章 基本的な施策（第6条～第16条）

【人づくり】 技術保存・継承、次代を担う人材の育成のための施策の実施

【ものづくり】 伝統素材、技術又は意匠の新分野への活用等による新たなものづくりを推進するための施策の実施

【環境づくり】 府民が産業への理解を深め、伝統を活かした新たな生活文化を創造するための施策及び観光旅行者等が関心を高めるための施策の実施

《京もの指定工芸品及び京もの技術活用品》 伝統的な技術、技法等を用いて製造される工芸品等を指定

《京もの認定工芸士、京の名工及び表彰》 京もの指定工芸品の製造に従事し又は特に優れた技術を有し、一定の要件を備える者に称号の授与、及び伝統と文化のものづくり産業の振興及び発展に寄与した者を表彰

《伝統食品等》 伝統食品等に関して指定及び称号を授与

《補助金》 伝統と文化のものづくり産業の集積等による振興を図るための補助金の交付

第3章 京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会等（第17条・第18条）

- 京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会の設置
- 府民、事業者と一体となった推進組織の整備

第4章 雑則（第19条）

規則委任

附 則

平成 17 年 10 月 18 日施行

(3) 京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例の概要

<p>第1章 総則（第1条・第2条）</p>
<p>■ 目的</p> <p>府内において雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るため、市町村、関係機関等と連携しながら、税の特例措置、補助金、融資等の施策を総合的に実施することにより、ものづくり産業等（①製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業②製造業に属する事業に類する事業（規則で定めるもの）及び③地域の特性を生かした産業）の集積を促進</p>
<p>■ 基本方針</p> <p>府の経済の特性、地域の特性等に応じた企業等の立地促進、労働者の多様な事情等に応じた就業環境の整備による安定した雇用及び障害者雇用の促進等について基本指針を定め、この条例に規定する施策を総合的に実施</p>
<p>第2章 ものづくり産業等の集積を促進するための施策の推進（第3条～第9条）</p>
<ul style="list-style-type: none">○ ものづくり産業等集積促進地域の指定○ ものづくり産業等集積促進地域に立地するものづくり産業等に対する不動産取得税の不均一課税（1 / 2 軽減）○ 不均一課税適用に当たっての取り扱い（軽減額の上限、他条例との重複禁止等）○ ものづくり産業等の集積を促進するための補助金、融資等の実施○ 特定業務施設等の府内への移転等の促進（特定業務施設等の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の不均一課税（1 / 2 軽減）
<p>第3章 特定産業の集積を促進するための施策の推進（第10条～第11条）</p>
<ul style="list-style-type: none">○ 特定産業集積促進計画の策定○ 地域を特定して、一層の集積が必要と認めるものづくり産業等以外の産業の業種、その集積の促進及び振興を図るために実施する施策、効果等について知事が策定○ 特定産業の集積を促進するための補助金、融資等の実施
<p>第4章 雑則（第12条）</p>
<ul style="list-style-type: none">○ 規則委任
<p>附 則</p>
<ul style="list-style-type: none">○ 平成14年4月1日施行○ 令和9年3月31日限りで失効○ 不均一課税の経過措置

(4) 京都府若者の就職等の支援に関する条例の概要

第1章 総則（第1条～第6条）

■ 目的

若者（15歳以上35歳未満の者をいう。）の雇用の安定と職業能力の向上を図り、もって福祉の増進と社会及び経済の発展に寄与する。

■ 責務

府＝施策の総合的な策定・実施及び策定・実施に当たって関係者と連携・協働
若者＝その能力の開発・向上に自主的かつ主体的に努める。

事業主＝臨時雇用等で雇用する場合を除き、正規雇用による安定した雇用の確保・職場定着を図り、若者がその能力を有効に発揮することができるよう努める。

■ 実施方針

若者就職支援施策等を実施するための方針を策定

第2章 若者就職支援施策等

第1節 若者の就職の支援施策（第7条）

- 基礎的な知識等を習得するための講習、実習等に関する施策の実施
- 職業訓練、職業指導及び職業紹介その他必要な施策を実施
- 実施に当たっては、①関係者との連携・協働、②若者の状況に応じたものとする
こと、③若者が社会生活・職業生活を円滑に営む上での困難を有している場合には、基礎的な能力の開発・向上を図るために必要な支援を講じることに配慮する。

第2節 基礎的就職支援事業の支援に関する施策（第8条～第15条）

- 基礎的就職支援事業を実施しようとする事業者の事業計画の認定等

※基礎的就職支援事業＝職業生活において自立しようとする若者に対し、当該若者の状況に応じて職業生活に必要な基礎的な知識等を習得するための講習、実習等を行うことにより、就職に係る支援を講じる事業

- 基礎的就職支援事業のための不動産取得に対して不動産取得税を軽減（2分の1）

第3節 実践的就職支援事業の支援に関する施策（第16条・第17条）

- 実践的就職支援事業を実施しようとする事業者の事業計画の認定等

※実践的就職支援事業＝職業生活においてその能力を発揮しようとする若者に対し、当該若者の状況に応じて職業生活における自立を図るための実践的な職業能力の開発及び向上を促進することにより、就職に係る支援を講じる事業

- 実践的就職支援事業のための不動産取得に対して不動産取得税を軽減（2分の1）

第4節 若者の職場への定着の支援に関する施策（第18条）

- 事業主に対する職場環境の改善に資する講習会の開催等、職場環境に関する若者からの相談への対応
- 基礎的・実践的就職支援事業による支援を受けた若者を雇用した事業主の認証制度の整備等

第5節 キャリア教育の推進に関する施策（第19条）

- 学校に在学する児童・生徒・学生の職場体験学習・インターンシップの実施
- 労働に関する法令に関する知識の付与

第3章 京都府若者就職等支援審議会（第20条）

- 京都府若者就職等支援審議会の設置

第4章 雑則（第21条～第23条）

- 35歳に達する日の前日において現に就職支援を受けている者であって、35歳に達した日以後も引き続き支援を希望するものには、必要な支援を講じる。
- 財政上の措置
- 規則委任

附 則

平成27年7月28日施行

(5) 京都府住宅宿泊事業の適切な実施の確保等に関する条例の概要（健康福祉部と共管）

■ 目的（第1条）

国内外からの観光旅客の増加に伴い、安心・安全な宿泊施設の確保が課題となっていることに鑑み、法の趣旨を踏まえ、住宅宿泊事業の適切な実施の確保に必要な事項、住宅宿泊事業の実施の促進に関する施策その他必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止するとともに、観光旅客の宿泊に関する利便性を高めることでその来訪及び滞在を促進し、もって府民生活の安定向上及び府民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

■ 定義（第2条）

■ 届出住宅の届出番号等の公表（第3条）

■ 衛生措置の基準（第4条）

- 宿泊者が利用する飲食器具、寝具等は、常に清潔にし、定期的に消毒すること。
- 浴衣、敷布、布団カバー等は、宿泊者ごとに洗濯したものと交換すること。等

■ 宿泊者名簿に記載すべき事項等（第5条）

- 宿泊日、宿泊者の氏名、住所、職業及び年齢等を記載すること。

■ 住宅宿泊事業の実施の制限（第6条）

- 市町村ごとに住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間を規定

制限区域	制限期間
住居専用地域	観光客が集中する時期
学校等（幼保～高）周辺区域	授業等の実施期間

■ 住宅宿泊事業者の努力義務（第7条）

- 当該届出住宅の近隣に居住する者に対し、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該届出住宅が住宅宿泊事業の用に供するものであることについて説明すること。
- 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制を整備すること。
- 対面又はこれと同等の効果を有するものとして規則で定める方法により、宿泊者の氏名、住所及び職業を確認すること。

■ 委託届出住宅についての特例（第8条）

■ 住宅宿泊事業の実施の促進に関する施策（第9条）

- 府は、届出住宅の宿泊者及びその近隣に居住する者の安心・安全の確保に配慮した住宅宿泊事業の実施を促進するため、届出住宅を認証する制度を設けるものとする。

■ 住宅宿泊事業の適切な実施の確保等に関する指導又は助言（第10条）

■ 適用除外（第11条）

- 京都市の区域については、この条例の規定は、適用しない。

■ 規則委任（第12条）

附 則

平成30年6月15日施行。（一部、平成30年3月15日施行。）

2 商工労働観光部所管の主な計画

京都府観光総合戦略

①策定の趣旨

コロナ禍において人と人との接触機会が減少したが、そのことが「交流」の重要性を再認識させることにもなった。また、中長期的に観光客の更なる増加も予想されることから、観光と地域が調和した質の高い観光地づくりや持続性の高い観光が必要となっている。

このため、「交流」と「持続性」の2つを基本理念とし、「交流機会の創出と地域の新たな価値を創造する京都観光」を目指すため、令和5年7月に「京都府観光総合戦略」を改定した。

②現状・課題

- ・「出会い」や「交流」、「体験」を重視するといった観光ニーズの多様化
- ・観光と地域が調和した質の高い観光地づくりや、「持続性」の高い観光の普及・定着
- ・デジタル化の進展による観光分野での新たな価値の創出
- ・「アウトドア」や「個人旅行」等の新しい旅行スタイルの広がり
- ・人口減少による将来的な国内観光需要の頭打ち

③取組方針

- 観光を入口に、国内外の多様な人材を惹きつけ、人と人との交流やネットワークを生かして、新たな価値や魅力をつくりあげる。
- 地域住民の理解を得ながら、観光振興が地域社会・経済に好循環を生み、地域が活性化する「持続性の高い観光」を推進する。

<重点プログラムの概要>

- ①持続可能な観光モデル地域の設定
- ②川の恵みを生かした広域周遊プロジェクトの推進
- ③京都学生・観光プロジェクト（仮称）の推進
- ④DXを活用した京都観光の満足度向上
- ⑤「京都観光DAO（仮称）」の実証実験

京都市人材確保・多様な働き方実現プラン

①策定の趣旨

人口減少、少子高齢化をはじめ、コロナ禍後の人材不足や働き方の多様化、転職希望者の増加、女性、シニア、障害者の活躍促進等の課題に即応するための総合的かつ体系的な雇用対策の基本方向を定めるもの。

②現状・課題

- ・少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少
- ・人材確保・定着の加速化
- ・ダイバーシティ人材の活躍
- ・北部地域の人材確保
- ・未来志向の人材育成

③取組方針

- 1 課題を解決するための重点労働施策（プロジェクト）
 - (1)人材確保・定着加速化プロジェクト
 - (2)ダイバーシティ人材活躍プロジェクト
 - (3)北部地域の人材確保プロジェクト
 - (4)未来志向人材育成プロジェクト
- 2 重点労働施策と併せて着実に推進する労働施策
 - (1)雇用の安定・確保について
 - (2)企業の人材確保と誰もが働きやすい職場環境の整備について
 - (3)京都産業を支える人材の育成について
- 3 本計画で達成したい目標（KPI項目）
 - (1)正規雇用者数
 - (2)北京都ジョブパークの支援による正規雇用者数
 - (3)府内企業・地域交流学生数
 - (4)京都府が支援した企業の人材確保数
 - (5)京都企業人材確保センターの支援による北部企業の人材確保数
 - (6)リカレント・リスキリング実践成果者数
 - (7)障害者雇用率
 - (8)IT・DX人材の育成者数
 - (9)職場づくり行動実践企業数